

令和 2 年

第 7 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 2 年 11 月 30 日

閉会 令和 2 年 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

八雲町長 岩村克詔

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第4号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月2日

八雲町長 岩村克詔

令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度八雲町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	576,638 千円	8,008 千円	584,646 千円
第5項 総合病院補助金	259,853 千円	8,008 千円	267,861 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	601,477 千円	8,008 千円	609,485 千円
第1項 総合病院建設改良費	113,622 千円	8,008 千円	121,630 千円

令和2年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的収入			538,370	8,008	546,378			
	5. 総合病院補助金		259,853	8,008	267,861			
		1. 補助金	259,853	8,008	267,861	道補助金	8,008	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
収入合計			538,370	8,008	546,378			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			538,370	8,008	546,378			
	1. 総合病院建設改良費		113,622	8,008	121,630			
		2. 固定資産購入費	96,177	8,008	104,185	備品購入費	8,008	分娩監視装置 1,408 生体情報モニタ 6,600
支出合計			538,370	8,008	546,378			

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 11 月 5 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 2 年 10 月 23 日、八雲町落部 272 番地先路上において、町有自動車が進んだ際、後方に停車していた相手方車両と接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 306,655 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****
* * * * |